日本司法支援センター
平成19年細則第３号
最終改正　令和６年３月14日
令和６年細則第５号

常勤弁護士等による法律事務取扱業務に関する業務運営細則

目次

第１章　総則
第２章　支援法第30条第１項第２号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務
第３章　支援法第30条第１項第７号に規定する法律事務取扱業務
第４章　震災特例法第３条第１項第１号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務
第５章　特定不法行為等被害者特例法第３条第１項第１号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務
第６章　雑則
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、日本司法支援センター業務方法書（以下「業務方法書」という。）第101条の規定に基づき、総合法律支援法（平成16年法律第74号。以下「支援法」という。）第30条第１項第２号ロ及びニ、同項第７号、並びに東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（平成24年法律第６号。以下「震災特例法」という。）第３条第１項第１号ロ及びニ並びに特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律（令和５年法律第89号。以下「特定不法行為等被害者特例法」という。）第３条第１項第１号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務の運営に関する細則を定めることを目的とする。

第２章　支援法第30条第１項第２号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務

（被援助者が直接受任者に支払うものとした報酬金等のみなし消滅）

第２条　理事長は、支援法第30条第１項第２号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額を日本司法支援センター（以下「センター」という。）に支払うことを約した者（以下本条において「被援助者」という。）について、業務方法書第13条において準用する第65条第１項本文又は第66条に基づき代理援助負担金又は書類作成援助負担金の支払の免除を決定したときは、業務方法書第57条第２項本文に基づき当該被援助者が直接受任者に支払うものとした報

酬金及び業務方法書第45条ただし書に基づき受任者等が当該被援助者から受け取ることができる金銭（以下本条において「報酬金等」という。）が消滅したものとみなして整理することができる。

2　理事長は、被援助者について、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、報酬金等が消滅したものとみなして整理することができる。

⑴　当該被援助者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていること。

⑵　当該被援助者が前号に該当する者に準ずる程度に生計が困難であり、かつ、将来にわたってその資力を回復する見込みに乏しいと認められること。

⑶　当該被援助者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先して弁済を受ける権利を有する者の当該権利の価額（以下「強制執行をした場合の費用等」という。）の合計額を超えないと認められること。

⑷　当該被援助者が死亡したこと。

⑸　当該被援助者が我が国に住所又は居所を有しないこととなった場合において、再び我が国に住所又は居所を有することとなる見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行をした場合の費用等の合計額を超えないと認められること。

⑹　当該報酬金等の額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められること。

⑺　当該報酬金等の存在につき法律上の争いがある場合において、勝訴の見込みがないものと認められること。

⑻　当該報酬金等につき消滅時効が完成し、かつ、当該被援助者においてその援用をする見込みがあること。

⑼　当該被援助者が破産法（平成16年法律第75号）第253条その他の法令の規定に基づき、当該報酬金等につきその責任を免れたこと。

3　前項第１号及び第２号に掲げる場合において、被援助者が事件の相手方その他事件の関係者から金銭その他の財産的利益（以下本項において「金銭等」という。）を得、又は得る見込みがあるときは、前項の規定にかかわらず、理事長は、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、それを消滅したものとみなして整理することができない。

第３章　支援法第30条第１項第７号に規定する法律事務取扱業務

（法律事務取扱契約の締結等に関する事項）

第３条　常勤弁護士等（常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（日本司法支援センター平成18年規程第22号）第１条に規定する常勤弁護士等をいう。以下この章において同じ。）は、支援法第30条第１項第７号に規定する法律事務（以下この章において「７号事件」という。）を受任しようとするときは、あらかじめ地方事務所長の決裁を得なければならない。ただし、別に定める定型的な事件についてはこの限りでない。

2　地方事務所長は、常勤弁護士等に７号事件を取り扱わせようとするときは、別に定める法

律事務取扱契約を、地方事務所長、常勤弁護士等及び当該７号事件の依頼者の間で締結するものとする。ただし、当該常勤弁護士等が破産管財人、成年後見人、相続財産管理人その他裁判所から選任される者となる事件については、この限りでない。

（契約締結又は決裁への関与の禁止）

第４条　地方事務所長又は副所長（以下「所長等」という。）は、７号事件の依頼者その他事件の関係者（以下この章において「依頼者等」が、所長等の現に受任している事件（現に法律相談を受けている事件を含む。以下この章において同じ。）の相手方であるときは、これを知りながら、当該７号事件に関する契約締結又は決裁に関与してはならない。この場合において、当該７号事件に関する契約締結及び決裁は、当該所長等以外の所長等が行うものとする。

（契約締結等に関与した事件に関する書面等へのアクセス禁止等）

第５条　所長等は、次に掲げる場合には、当該７号事件に関する書面及び電磁的記録にアクセスしてはならない。

⑴　前条に規定する場合

⑵　所長等が契約締結又は決裁に関与した７号事件の依頼者等が、所長等の現に受任している事件の相手方であることを所長等が知ったとき

２　前項各号に規定する場合において、所長等は、当該７号事件に関して職務上知り得た情報を、自己が現に受任している事件に利用してはならない。

（７号事件における報酬金等のみなし消滅）

第６条　理事長は、常勤弁護士等が取り扱った７号事件の依頼者等について、第２条第２項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、常勤弁護士等が当該７号事件を取り扱ったことにより生じた報酬金その他の金銭（以下本条において「７号事件報酬金等」という。）が消滅したものとみなして整理することができる。この場合において、同項中「被援助者」とあるのは「依頼者等」と、「報酬金等」とあるのは「７号事件報酬金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

２　第２条第３項の規定は、前項の規定により７号事件報酬金等の整理をする場合について準用する。

第４章　震災特例法第３条第１項第１号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務

（震災法律援助被援助者が直接震災法律援助受任者に支払うものとした報酬金等のみなし消滅）

第７条　理事長は、震災特例法第３条第１項第１号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額をセンターに支払うことを約した者（以下本条において「震災法律援助被援助者」という。）について、業務方法書第83条の31において準用する第13条において準用する第65条第１項本文又は第66条に基づき震災代理援助負担金又は震災書類作成援助負担金の支払の免除を決定したときは、業務方法書第83条の28第２項本文に基づき当該震災法律援助被援助者が直接震災法律援助受任者に支払うものとした報酬金及び業務方法書第83条の31において準用する第45条ただし書に基づき震災法律援助受任者等が震災法律援助被援助者から受け取ること

ができる金銭（以下本条において「震災法律援助報酬金等」という。）が消滅したものとみなして整理することができる。

２　理事長は、震災法律援助被援助者について、第２条第２項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、震災法律援助報酬金等が消滅したものとみなして整理することができる。この場合において、同項中「被援助者」とあるのは「震災法律援助被援助者」と、「報酬金等」とあるのは「震災法律援助報酬金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

３　第２条第３項の規定は、前項の規定により震災法律援助報酬金等の整理をする場合について準用する。

第５章　特定不法行為等被害者特例法第３条第１項第１号ロ及びニに規定する法律事務取扱業務

（特定被害者法律援助被援助者が直接特定被害者法律援助受任者に支払うものとした報酬金等のみなし消滅）

第８条　理事長は、特定不法行為等被害者特例法第３条第１項第１号ロ及びニに規定する報酬及び実費に相当する額をセンターに支払うことを約した者（以下本条において「特定被害者法律援助被援助者」という。）について、業務方法書第83条の70において準用する第13条において準用する第83条の60第１項に基づき特定被害者代理援助負担金又は特定被害者書類作成援助負担金の支払の免除を決定したときは、業務方法書第83条の58第２項本文に基づき当該特定被害者法律援助被援助者が直接特定被害者法律援助受任者に支払うものとした報酬金及び業務方法書第83条の70において準用する第45条ただし書に基づき特定被害者法律援助受任者等が特定被害者法律援助被援助者から受け取ることができる金銭（以下本条において「特定被害者法律援助報酬金等」という。）が消滅したものとみなして整理することができる。

２　理事長は、特定被害者法律援助被援助者について、第２条第２項各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、その事由の経過を明らかにした書類を作成し、特定被害者法律援助報酬金等が消滅したものとみなして整理することができる。この場合において、同項中「被援助者」とあるのは「特定被害者法律援助被援助者」と、「報酬金等」とあるのは「特定被害者法律援助報酬金等」とそれぞれ読み替えるものとする。

３　第２条第３項の規定は、前項の規定により特定被害者法律援助報酬金等の整理をする場合について準用する。

第６章　雑則

第９条　この細則に定めるほか、必要な事項は理事長が定める。

附　則

この細則は、平成19年３月１日から施行する。

附　則（平成28年細則第17号）

（施行期日）
この細則は、平成28年７月１日から施行し、平成28年７月１日から適用する。
附　則（平成29年細則第５号）
（施行期日）
この細則は、平成29年10月１日から施行する。
附　則（令和３年細則第19号）
この細則は、令和３年４月１日から施行する。
附　則（令和６年細則第５号）
この細則は、令和６年３月19日から施行する。